

米原市こども計画進捗状況調査票

資料9

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
1-(1)-1	子ども・若者の権利の普及・啓発	パンフレットや市公式ウェブサイト、講座等を通じて、米原市子ども条例や子ども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。	子育て支援課	重点事業(別紙)			
1-(1)-2	幼児教育・保育における人権意識の向上	幼児教育・保育に携わる職員に人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権研修を実施します。また、関係機関が連携して、子どもの人権や権利を守り、子ども自身の人権感覚を育てます。	保育幼稚園課	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めます。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努める。また、職員間の連携、資質向上を図ります。(こども理解、事例研究の実施) 令和7年度(目標) 職員人権研修 60回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 5人 各中学校区との教育フォーラムの実施 (5校区)			
1-(1)-3	学校教育における人権教育の実施	学校教育において、人権尊重の実践的な態度を育成する教育の充実に努めます。 また、職員研修や保護者研修を充実させ、体罰や虐待等の人権侵害が発生しないよう、子どもの人権や権利について理解と認識を深めます。	学校教育課	・様々な人権課題に対して、児童生徒の人権尊重に対する実践的な態度を育成する教育の充実に努めます。 ・県から出ているリーフレットを活用しての教職員への研修機会をもち、保護者に対しては啓発に努めます。			
1-(1)-4	人権意識の啓発や学習機会の提供	多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向け、広報紙、人権を考えるつどい、人権の花運動、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、子どもの人権や権利について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。 小・中学生から人権作品(作文、ポスター、標語)を募集し、子どもたちが子どもの人権や権利について考えるきっかけづくりします。 人権擁護委員による「人権教室」(小学生対象)および「スマホ・ネット人権教室」を開催し、人権の大切さについて学習を行います。	人権政策課	重点事業(別紙) 広報による啓発実施 人権啓発作品の募集 人権教室の開催(市内全小学校) スマホ・ネット人権教室(市内小中学校) 人権の花運動の実施(小学校4校) 人権を考えるつどいの開催(11/7開催予定)			
1-(1)-5	多様な性のあり方にについての理解促進	多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発・教育を推進します。 一人一人の性が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合う社会の実現を目指すため、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や、学校においては、関係機関との連携の下、児童生徒の心情等に配慮した相談支援や教職員に対する啓発等を行います。	人権政策課	多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発を推進するとともに、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知に努めます。			
1-(1)-6	子ども・若者の意見表明機会の確保	アンケート調査やヒアリング等の対面などにより、子ども・若者の意見を聴く機会を設けることで、子ども・若者の社会参画を促すとともに、子ども・若者の意見を市政等へ反映する仕組みをつくります。	子育て支援課	重点事業(別紙)			
1-(1)-7	広聴活動	子ども・若者や市民の意見、提案、要望等を市政に反映させるため、市民意識調査や市長と市民等が行う対話型意見交換会等、各種の広聴活動を行います。	広報秘書課	二次元コードを使ったまちづくり提案箱の実施と、市長と市民等が行う対話型意見交換会「すみトーク」を実施し、市民意見の把握に努めます。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
			政策推進課	令和7年度に実施する市民意識調査において、子ども・若者に求められている施策を分析し、令和8年度の施策構築および予算編成方針等に反映を行う。			
1-(2)-1	子ども・若者が集まる地域の居場所づくり	令和9年に供用開始予定の(仮称)磯公園を含め、市内の各公園の維持管理を行うとともに、安全・安心に利用できる遊び場を提供するため、施設の整備や環境改善事業(手洗い場、遊具、駐車場の設置、トイレの改修、照明機器のLED化等)を進めます。 子ども・若者や子育て家庭の意見も取り入れながら、既存公園・施設の維持管理を図ります。 また、子どもたちが自然や人とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど多様な活動の拠点となる公園の整備について検討します。	都市計画課	重点事業(別紙)			
1-(2)-2	山東幼稚園の閉園に伴う建物・土地の有効活用	地理的条件や自然環境を生かしながら、隣接する天狗の丘公園を含め、子育て環境の充実に資する施設への再整備に向けて検討を進めます。	保育幼稚園課	安全・安心して遊べるよう天狗の丘公園の維持管理を行います。 また、山東幼稚園閉園により天狗の丘と一体的に跡地利用を検討します。			
1-(2)-3	身近な遊び場等の整備	自治会に対して、子ども・若者や子育て家庭が安心して集まり、地域と交流できる公園等の整備や修繕を支援します。 自治会パートナーシップ交付金事業を推進し、自治会館等の施設の開放など、今ある資源を活用して子ども・若者の居場所や遊び場づくりに努めます。	地域振興課 子育て支援課	重点事業(別紙) 重点事業(別紙)			
1-(2)-4	保育所、認定こども園等の園庭開放	親の就業の状況にかかわらず、特に低年齢児親子が地域の中で孤立しないよう、保育所、認定こども園、地域子育て支援センターなどで安心して遊ぶことのできる場を提供するとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる環境をつくります。	保育幼稚園課	低年齢児親子が安心して遊べる場の提供と保護者が安心できる居場所となるよう、園庭開放を実施します。			
1-(2)-5	子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点づくり	子ども食堂や冒険遊び場等の子ども・若者の居場所づくり、子育て家庭の支援活動について、安定した運営が継続できるよう支援に努めます。 また、新たな団体の発掘に努め、新規の居場所の開設への支援を行います。	社会福祉課 子育て支援課	重点事業(別紙・再掲) 生活支援コーディネーターと連携し、居場所づくり活動団体情報交換会を開催し、活動の推進を図ります。 また、居場所づくりセミナーを開催し、参加者から人材を発掘し、新規団体設立の支援を行います。 重点事業(別紙)			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
		住民が主体となって取り組む身近な地域の居場所づくりを支援する「地域お祭の間創造事業」等を通じて、地域における居場所づくりの促進を図ります。	社会福祉課	重点事業(別紙) 補助金交付要綱の見直しを行い、事例紹介等を通じて地域が居場所づくりに取り組			
1-(2)-6	公共施設の開放と充実による居場所づくり	市役所本庁舎の市民交流エリア等の公共施設を開放し、気軽に使える居場所づくりに努めます。	契約管財課	市民団体等から市役所本庁舎の市民交流エリアをはじめとする公共施設の利用申込みがあった際には、親身な対応を行い、当該箇所を気持ち良く利用いただけるように進めます。			
			子育て支援課	使用頻度の低い公共施設を開放し、居場所づくりができるか検討します。			
1-(2)-7	学びあいステーション活動の充実	それぞれの施設の特徴と個性のある取組を支援するとともに、指定管理者と連携し、子ども・若者や子育て家庭の居心地の良い居場所づくりを進めます。	生涯学習課	子育て世帯や若者が居心地のよい施設となるよう、指定管理者と連携し、多様な居場所づくりに努めます。			
1-(2)-8	子ども・若者を支える人権のまちづくり	人権総合センターを中心に、地域の子どもやその保護者を対象とした体験活動や創作活動等交流活動の場を提供することで、子どもや周りの大人たちの生活習慣や規律意識等を育む取組を実施します。	人権政策課	「S・Cふれあい夏まつり」 (6/1開催予定) 「S・Cふれあい秋まつり」(10/26開催予定)			
1-(2)-9	青少年の育成支援	子ども会育成連合会やPTA連絡協議会、青少年育成市民会議と連携し、子どもの体験活動、家庭教育力の向上、地域のふれあい活動事業などを展開します。	子育て支援課	子ども会育成連合会やPTA連絡協議会、青少年育成市民会議が連携し、青少年育成大会などの青少年育成に関する事業等を行うことで、非行防止や、次世代を担う子どもたちの育成を行います。			
		次世代を担う子ども・若者を対象に、森林学習活動、地域での奉仕活動、野外レクリエーション活動に対して助成を行い、緑の少年団の育成に努めます。	まち保全課	自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的に、活動する団体の助成を継続していきます。			
1-(2)-10	たんぽの子体験事業	小学生を対象に、田んぼや畠で植え付けから収穫までの様々な農作業を行い、収穫した作物を調理して食べるなど一貫した体験学習を行うことで、農業への親近感や食に対する関心を高めます。	農政課	引き続き市内の全小学校で取り組んでいただけるよう、啓発を行います。			
1-(2)-11	地域における体験・学習活動の推進	通学合宿事業や民泊体験事業、キャンプ事業等の合宿型体験事業を推進します。 まなびサポーター等講師の充実を図ることで、子ども・若者の学習活動の充実を図ります。	生涯学習課	学びあいステーションを拠点に通学合宿を行います。			
				まなびサポーターによる出前講座の提供を継続します。			
		学びあいステーション事業、青少年育成市民会議事業、子ども会育成連合会事業や各自治会活動等において、子どもが対象のイベントを実施します。	子育て支援課	・青少年育成市民会議の事業を推進します。 ・子ども会育成連合会事業、PTA連絡協議会事業を推進します。			
			生涯学習課	学びあいステーションを事業において、子供を対象とした地域間交流イベントを実施します。 県事業とタイアップした子どもを対象としたイベントを実施し、情報提供やPRを行います。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
1-(2)-12	環境教育の推進	まちづくり出前講座や体験型イベント等を通じて、環境にやさしい暮らし方や世界の環境問題を知り、身近な地域の自然の中で遊び、学ぶことで、環境を守り育てる心と行動力を育みます。 また、地域の環境リーダーを育成し、地域の人材を活用した環境学習の充実に努めます。 親子エコステーション事業を実施し、脱炭素をテーマに、親子で楽しみながら自分事として学ぶことで、行動変容につなげてもうような取組を実施します。	環境政策課 生涯学習課	環境に関する出前講座および親子エコステーション事業(イベント)を実施します。 まちづくり出前講座により環境分野の講座を実施します。			
1-(2)-13	多様な交流の促進	多文化共生協会と連携し、在住外国人が地域住民とふれあい、交流を図り、相互理解を促す機会づくりに努めます。 各自治会で開催されている地域サロンにおいて、社会福祉協議会と連携し、子ども・若者との交流等の取組を推進します。	人権政策課 社会福祉課 子育て支援課	サンバフェスティバル (5/31開催予定) サロンおよび地域お茶の間創造事業の居場所づくりの開催か所数が増えるよう支援していきます。 自治会の負担増とならない方法で交流等の取り組みが推進できるか検討します。			
1-(2)-14	異年齢交流の推進	保育所や認定こども園において、異なる年齢層との遊びや小学生、中学生との活動交流を推進します。 また、中学生や高校生による保育体験を行い、子育ての楽しさを体験する機会を提供します。	保育幼稚園課 学校教育課	小学生との交流を進めるため、小学校と連携を密にして取組んでいます。 世代間交流や保育は実施可能な範囲で取組んでいきます。 ・中学生の職場体験先の一つとして市内各こども園を選択できるようにします。また、家庭科の授業の一環として、小さな子どもとかわる機会を設けます。			
1-(2)-15	総合型地域スポーツクラブの充実	子ども・若者から高齢者まで誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、教室など活動の充実を図ります。 ・カモンスポーツクラブ・いぶきスポーツクラブ ・MOSスポーツクラブ・近江スポーツクラブ	スポーツ推進課	補助金:2,000千円 会員数:1,300人			
1-(2)-16	スポーツ少年団活動の充実	スポーツ少年団活動を通じて、子どもたちの健全育成と競技スポーツの推進を図るため、各単位団の活動を支援し、活動の充実を図ります	スポーツ推進課	交流活動の件数:5件 団員数:500人			
1-(2)-17	出前授業・ホッケー体験教室の開催	国民スポーツ大会を契機として、子どもたちにホッケー競技に慣れ親しんでもらい、ホッケーを始めるきっかけとなるよう出前授業やホッケー教室を開催し、米原しさを生かしたスポーツを推進します。	スポーツ推進課	出前授業の参加者数:2,000人 ホッケー教室等の開催:30回			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
1-(2)-18	スポーツ施設の充実	誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備するため、スポーツ施設の充実を図ります。 また、老朽施設の改修や利用者の利便性向上のため、環境改善事業(空調、照明機器のLED化、トイレ改修、スポーツ用具、スポーツに関する設備等)を計画的に進めます。	スポーツ推進課	スポーツの推進満足度:88% 体育施設利用者数:250,000人			
1-(2)-19	文化芸術活動機会の充実	子ども・若者が情操を高め、心豊かに育つようコンサートをはじめ、様々な高い水準の音楽や文化芸術活動に接する機会を継続して提供していきます。 子ども・若者が伝統的な行事の継承や文化的活動に関わりを持つことにより、地域を誇りに思える風土づくりを促進します。 身近な場所で、市民が日常的に文化芸術に親しみ、感じられる作品展やコンサートなどのイベントで活動の場の充実を図るとともに、子ども・若者が日頃の成果を発表できる機会の拡充を図ります。	生涯学習課	まちづくり出前講座により米原市の歴史文化を学ぶ機会を提供します。 ルッチプラザにおいて、プロのアーティストなどの音楽等を鑑賞できるよう子ども・若者向けのコンサート講演を開催します。 学びあいステーションやルッチプラザで子ども・若者が日頃の成果を発表できる機会を創出します。			
1-(2)-20	おはなし会	幼稚から小学校低学年の子どもを対象に、おはなしや本に出会い機会として、おはなしサークルの協力を得ながら毎月定期的に図書館でのおはなし会を実施します。 また、図書館では、子ども読書の日やクリスマスに合わせ、スペシャルおはなし会を開催し、親子での図書館利用促進に努めます。	図書館	定期的におはなし会を開催します。			
1-(2)-21	ブックスタート	絵本を介して温かいひとときが持たれることを願い、10か月健診に訪れた乳児と保護者に、絵本や子育てに関する資料が入った「ブックスタート・パック」を贈り、絵本との出会いを提供する活動を行います。	健康づくり課	「ブックスタート・パック」に関する事業については、図書館事業となります。			
			図書館	「ブックスタート・パック」を米原市に生まれた全ての赤ちゃんに贈ります。			
1-(2)-22	児童図書の整備	読書活動により、子どもの生きる力や豊かな想像力を育むため、各年齢の発達段階に合わせて、幅広く変化に富んだ優れた児童図書を収集し、子どもたちに提供します。	図書館	児童図書の継続的な整備を行います。			
1-(2)-23	家族みんなで読書の推進	家族みんなでの読書や就学前からの読書習慣づくりを推進するため、「まいばら読書の日」など、家庭、地域、学校・園、図書館等が連携し、本の紹介や本に親しむ機会の充実に努めます。	図書館	年齢に合わせたおすすめ本の紹介冊子やコーナーを設置します。			
1-(3)-1	防犯対策に関する情報提供と防犯灯・防犯カメラの整備	犯罪や防犯対策について、米原市防災アプリにより情報提供を行うとともに、小中学校向け保護者連絡ツール等を活用し、保護者、学校、地域のスクールガード等への情報の発信と共有を図ります。 また、各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置の補助を実施するとともに、自治会での防犯灯・防犯カメラ設置が困難な場所については、防犯灯等を整備します。	防災危機管理課	自治会での防犯灯設置が困難な場所について、新設工事を実施します。			
			学校教育課	・totoruの登録状況の確認を行い、全保護者の登録を目指します。			
1-(3)-2	防犯パトロールの実施	青色回転灯パトロール車による防犯パトロールを実施します。 また、防犯パトロール隊による見守りや地域における子ども・若者の遊び場、通学路、ため池等の危険箇所の点検を隨時実施します。	防災危機管理課	青色回転灯パトロール車による啓発活動を実施するとともに、防犯パトロール隊による見守り活動等を実施します。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
			少年センター	市内イベント、祭り等でのパトロールを実施します。			
1-(3)-3	青少年健全育成	青少年育成市民会議と連携し、各種事業(あいさつ運動、補導巡回)パトロール、青少年育成大会、各支部の体験活動事業等)を展開します。 少年センターの各種事業(非行防止・薬物乱用防止を目的とした啓発活動、有害図書等の販売店に対する立入調査等の有害環境浄化活動、街頭補導活動、無職少年等の自立・就学・就労支援活動、少年補導委員活動等)を実施します。 子どもの安全確保に伴う関係者会議の開催や安全確保対策(「子ども110番のおうち」、「子ども110番のくるま」、スクールガードの取組等)に取り組むとともに、各種機関、団体と連携を強化します。	子育て支援課 少年センター	青少年育成市民会議においては、あいさつ運動(9回)、補導巡回パトロールや、子ども110番のおうち等地域において、子どもの青少年健全育成、子どもの安全確保、非行防止に向けた活動を行います。 少年をとりまく環境の浄化活動を実施します。			
1-(3)-4	学校安全管理体制の充実	より多くの目で子どもを見守るために、学校、保護者、地域ぐるみの見守り体制の整備を進めます。 スクールガードリーダーや米原警察署による不審者対応巡回指導・スクールガード養成講習会を実施し、新たな人材の確保に努めます。	学校教育課	・スクールガードリーダーや米原警察署生活安全課による不審者対応巡回指導を実施します。 ・スクールガードリーダーとなる人材確保に努めます。(米原警察署との連携) ・学校だより等を通じて、スクールガード等にも避難訓練への参加を呼びかけます。			
1-(3)-5	交通安全教室・指導の実施	保育所、認定こども園の幼児や小中学校の児童生徒に対し、交通ルール順守や通学時のマナーの改善だけでなく、危険な状況に対してどのように対処するかなどを身に付けるための交通安全教室を実施します。 交通安全マップの作成・点検を行い、安全な自転車の乗り方、ヘルメットの着用について学習する機会を設けるとともに、保険加入等、保護者へ向けた啓発を行います。	保育幼稚園課 学校教育課	園での交通安全指導をはじめ交通安全教室を実施します。 ・小学1年、中学1年を対象とした交通安全教室の実施します。(全15小中学校) ・交通安全マップの作成します。(全15小中学校) ・安全な自転車の乗り方、ヘルメット着用についての学習を進めます。			
1-(3)-6	登下校時等の見守り活動の実施	小学校の登下校時刻になるべく外の用事を行いながら子どもたちを見守る8・3運動や子どもの登下校時の見守りを行うスクールガードの協力により登下校時の安全確保を図ります。 また、自治会パートナーシップ交付金事業を活用し、子どもの見守りを推進します。	教育総務課 学校教育	引き続き、小学校の下校時に合わせ、登下校の見守り活動である8・3運動について、防災無線で放送します。 ・スクールガードだけでなく、地域全体で子どもたちの登下校時の見守りが行えるよう呼びかけます。			
1-(3)-7	通学路の点検および安全対策	通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検等を行い、計画を立案した箇所について、路面標示、防護柵、車止めの設置工事等、安全対策工事を実施し、地域や関係機関と連携した通学路の安全確保に取り組みます。 また、歩道の整備・維持管理、冬期の除雪等、安全な通学路の整備・維持に努めます。	建設課 まち保全課 学校教育課	通学路において、路面標示、防護柵等により安全対策工事を実施します。 一 ・関係各課、関係機関、地域等の合同による通学路点検の実施および対策協議会を開催します。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
1-(3)-8	ゾーン30の設定とキッズゾーンの設置	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、通学路グリーンベルト、ゾーン30の設定による速度規制とその他の安全対策を公安委員会などへ要望していきます。	防災危機管理課 建設課	公安委員会へ要望します。 (自治会要望・通学路安全プログラム点検等で要望があがつた箇所のとりまとめ等) 通学路において、路面標示等により安全対策工事を実施します。			
1-(3)-9	安全・安心なインターネット利用に向けての取組	インターネットやSNSなどを通じた犯罪被害や誹謗中傷にあわないよう、子ども・若者や保護者に対して、スマートフォン等の適切な利用に関する教育および啓発を行います。 また、被害にあった子ども・若者の相談窓口やインターネット上のトラブルなどの相談窓口について市公式ウェブサイト等を通じて周知に努めます。 学校や家庭でGIGA端末を活用することで、情報活用能力の育成や情報リテラシーの習得支援を行います。	人権政策課 少年センター 学校教育課	重点事業(別紙) 「2025米原市人権を考えるつどい」(11/7開催予定)にて、インターネットと人権侵害をテーマに講演を行い、子ども・若者や保護者、地域住民に向けての啓発を行います。 重点事業(別紙) 重点事業(別紙)			
1-(3)-10	消費者教育等の推進	将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教科において、消費者教育や金融教育に取り組みます。特に、子ども・若者のインターネット等における消費者被害の未然防止を図るため、関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。	地域振興課 学校教育課	・学生市民の利用の多い「市民活動スペース(本庁舎3階)」にポスター掲出やチラシ配布を行い、積極的に情報発信を行う。 ・出前講座等を通じて、啓発活動を推進する。 ・社会科や家庭科を中心に、契約の仕組みやお金の使い方を学ぶ授業を実施し、消費者としての判断力を育てます。SNS上の詐欺事例を教材にしたロールプレイヤや、売買契約の模擬体験等を通じて、インターネット上の消費者被害の未然防止を図ります。また、消費生活センターなど関係団体と連携し、注意喚起資料等の活用によって、実践的な学びを推進します。			
1-(3)-11	原子力災害対策への取組	安定ヨウ素剤(放射線ヨウ素が体内に取り込まれる前に服用することで効果を得られる薬剤)を保育所、認定こども園、学校、自治会館等に配備しており、緊急時において的確に配布できるよう体制整備を図ります。	防災危機管理課	緊急時において安定ヨウ素剤を的確に配布できるよう、服用等に関わるチラシの全戸配布やホームページの作成等を行い、市民への周知を図ります。			
1-(3)-12	救命措置対策	突然の心停止等の緊急対応に備え、保育所、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等の子どもが利用する施設にAED(自動体外式除細動器)を設置し、適正な維持管理を行います。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課	放課後児童クラブに設置してあるAEDの適正な維持管理を行います。(全クラブに設置済み) 救命救急講習会時にAEDの使い方の研修を行うとともに、AEDの適切な管理を行います。 ・AEDの適切な管理を行います。			
2-(1)-1	不妊・不育治療費等の助成	保険適用の特定不妊治療の際に、自費による先進医療を併用した人への先進医療費や不育症の検査および治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療等に要する費用の一部を助成します。	健康づくり課	不妊治療および不育症に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き助成を行います。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(1)-2	妊婦と子どもの支援冊子の配付と活用促進	母子健康手帳交付時に、妊婦ノートや子どもノートを配付し活用を促すとともに、妊婦支援時や乳幼児健診、育児相談等に使用し、妊婦の健康管理や子どもの健やかな成長と発達を支援します。	健康づくり課	母子手帳交付時に、妊婦ノートや子どもノートを配布し、活用を促すとともに、妊婦支援時や乳幼児健診、育児相談等に使用し、妊婦の健康管理や子どもの健やかな成長と発達を支援していきます。			
2-(1)-3	妊婦への保健指導の実施	母子健康手帳交付時に妊娠期における健康管理の保健指導を行うとともに、必要な妊婦に対しては、個別に継続した保健指導を実施します。	健康づくり課	母子手帳交付時に専門職による妊娠期における健康管理の保健指導を行うとともに、必要な妊婦に対しては、個別に継続した保健指導を実施していきます。			
2-(1)-4	妊産婦健康診査等費用助成事業	安全・安心な出産のため、妊産婦健康診査費用、新生児聴覚検査、多胎妊娠について、上限を設けて助成するとともに、積極的に受診勧奨を行います。	健康づくり課	妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査の助成に加え、令和7年度から1か月児健康診の助成も開始します。			
2-(1)-5	訪問指導の充実	子どもが産まれた全ての家庭を対象に、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問を実施します。 また、妊娠期から乳幼児期にかけて、必要に応じた訪問指導を行い、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなぎます。	健康づくり課	支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなげるよう、新生児訪問実施率97%以上、状況把握率100%を目指します。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(1)-6	乳幼児健康診査の充実	4か月、10か月、1歳8か月、2歳半、3歳半の時期に、疾病的早期発見、個々に応じた発育や発達の支援を目的とした乳幼児健診を実施します。また、1か月児健診を実施します。	健康づくり課	令和7年度から1か月児健康診査を開始します。疾病的早期発見とともに、月齢に応じた成長発達や関わり方について伝えることを目的に実施します。			
2-(1)-7	産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等がある方に対して、心身のケアや育児サポートを行います。また、必要に応じて利用料の減免を行います。	健康づくり課	産後の不安定な時期に、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施します。実施後、必要な方には地域で引き続き継続支援を行います。1回目から5回目までは利用料の減免、利用料としてまいべビサポートクーポンの使用できることとし、利用しやすい体制としています。			
2-(1)-8	こども家庭センターの相談支援体制の充実	児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うまいばらこども家庭センター「まいるっち」を中心に子育て家庭を包括的に支援する体制を強化し、妊娠期から出産・子育て期を通じた切れ目のない支援を行います。	健康づくり課	重点事業(別紙)			
			子育て支援課	重点事業(別紙)			
2-(1)-9	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期までの様々な悩みや困りごとの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援および妊婦等への経済的支援を実施し、安心して出産・子育てできる環境づくりに努めます。	健康づくり課	母子健康手帳交付時に、保健師や管理栄養士による個別相談を実施しています。また、妊娠期から産後の支援体制について説明し、安心して出産・子育てができる			
2-(1)-10	まいべビサポートクーポン事業	助産施設等による子育て家庭の産前産後支援として、産後ケア、ハッピママ教室および助産師への相談等に利用できる「まいべビサポートクーポン」を交付し、専門家や他の子育て家庭へつながる機会を支援します。	健康づくり課	妊娠時、新生児訪問、乳児健診時等の機会に、まいべビサポートクーポンが利用できる事業について繰り返し周知し、必要な方が利用できるよう努めます。			
2-(1)-11	育児相談の実施	育児相談を実施し、個々に応じた保健指導、栄養指導を行います。対面での相談のほか、電話やオンラインで支援を行います。	健康づくり課	月2回育児相談を実施し、必用な方が利用できるよう努めます。			
2-(1)-12	離乳食指導の実施	4か月児健診、7か月児もぐもぐ教室、10か月児健診において、それぞれの成長段階に応じた離乳食について、管理栄養士による小グループ指導や必要に応じて個別指導を行います。また、育児相談において随時個別栄養相談を実施します。	健康づくり課	子どもの成長発達を支える離乳食の大切さについて、乳児健診や7か月もぐもぐ教室、育児相談等で啓発していく、適切な時期に適切な回数、内容で離乳食が進められるよう支援していきます。また、必要に応じて、個別での栄養指導を実施します。			
2-(1)-13	救急医療体制の充実	夜間や休日診療の利用について、広報紙や市公式ウェブサイト、チラシ等を活用して「長浜米原休日急患診療所」の利用周知と小児救急医療体制の確保を図ります。	健康づくり課	夜間や休日診療の利用について、広報誌や市公式ウェブサイト、チラシを活用して長浜米原休日急患診療所の利用促進周知と診療体制の確保を図っていきます。小児については、子ども医療相談#8000の啓発を行い、適切な医療のかかり方にについて、周知を図ってまいります。			
2-(1)-14	予防接種の実施	B型肝炎、BCG、2種混合、4種混合、5種混合、Hib、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎等の予防接種を実施します。	健康づくり課	感染症の発症予防や重症化予防を目的とし、乳幼児を対象とした予防接種を実施します。特に、感染力が非常に強い麻しん風しん混合予防接種の接種率95%を目指します。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(2)-1	保育所、認定こども園等の施設・環境の整備	保育所、認定こども園について、保育ニーズの変化を踏まえ、利用定員の見直しや民間事業者が行う新たな施設整備を支援し、待機児童が発生しない取組を進めます。 安全・安心な園生活が送れるよう、老朽施設の改修および不良箇所の補修や修繕等を計画的に実施します。また、施設利用者の快適性・利便性の向上のため、市内全認定こども園の環境改善事業(空調、照明機器のLED化、遊具、防犯対策設備、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの改修等)を実施し、社会福祉法人等が実施する施設整備や環境改善への助成等も行います。	保育幼稚園課	保育ニーズの変化を踏まえ、待機児童が発生しない取組を進めるとともに、米原小学校区内における民間事業者による施設整備に向け整備運営法人の公募を行います。 認定こども園老朽化による遊具等の修繕をはじめ不良箇所の補修を行います。			
2-(2)-2	保育の質の向上	0歳児から5歳児までの育ちをつなぐため、園内研究会を実施し、職員の保育力の向上を目指します。 公立園では、チーム担任制の導入や職員間の綿密な連携により、働きやすい環境を整えることで保育の質の向上につなげます。 民間園では、保育士の待遇改善、ノンコンタクトタイム確保等の取組への支援を行い、保育の質の向上と保育人材の育成、定着を図ります。	保育幼稚園課	0歳児から5歳児までの育ちをつなぐために園内研究会を引き続いだり実施し、職員の保育力向上に努めます。 チーム担任制を導入、定着することで保育の質向上を図ります。			
2-(2)-3	地域に開かれた園づくり	地域の方の協力や連携により、自然体験や栽培等を通じた子どもたちの豊かな活動を推進します。 また、昔ながらの行事に参加するなど、地域に根ざした園づくりに努めます。	保育幼稚園課	認定こども園運営委員会や地域の方と連携し、自然体験や栽培体験の実施により、地域に根差した園づくりを推進します。			
2-(2)-4	保育所・認定こども園等の外部評価	福祉サービス第三者評価事業や米原市立認定こども園運営委員会により、園の運営等に関する外部評価を受け、改善を図ります。	保育幼稚園課	認定こども園運営委員会を年2回開催し、外部評価を受けるとともに園運営について積極的な参画を促進します。			
2-(2)-5	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児期の「学びの芽生え」を児童期の「学びの基礎」につなげるため、架け橋プログラムの作成に取り組み、小学校教育への円滑な接続が図れるよう努めます。 園小における交流活動や教職員の参観・情報共有を行う連絡会を実施し、現場の職員の意識を高めながら、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保するよう取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課	・中学校区内の職員の交流(校園参観・テーマに基づいた意見交換会等)を実施します。 ・市教育センター5歳児部会と連携し、現場の職員の意識を高めながら、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保するよう取り組みます。 ・幼児期に培われた育ちを小学校以降によりよくなしていくことができるよう、園保小における交流活動や教職員の参観・情報共有を行う連絡会の実施を推進します。 ・児童教育センターと協力し、園小のなめらかな接続にかかる職員研修等を実施します。 ・学びの基礎支援検討会において、各校園の担当者・福祉部局・市教委で、情報交換や、より有効な個々の支援の在り方について検討を深めます。			
2-(2)-6	幼児教育センターの設置	民間園、公立園が就学前教育・保育にかかる方向性を共有し、小学校への接続を一体的に行うための拠点として、また、民間園を含め、包括的に就学前教育への研修を行う窓口として、幼児教育センターの設置を検討します。	保育幼稚園課	保育幼稚園課内に就学前教育への研修等を行う窓口として、幼児教育センター機能を備えます。			
2-(2)-7	通学・通園への支援	通学・通園が困難な地域の児童生徒に対し、スクールバスの運行および公共交通機関の利用助成など通学支援を行います。 公立園通園バスの適切な運行管理に努めるとともに、民間園通園バス運行の支援を実施します。	保育幼稚園課 教育総務課	公立園通園バスの適切な運行管理に努めます。また、引き続き民間園通園バス運行の支援を継続実施します。 引き続き、遠距離通学通園者に対し、スクールバスの運行および公共交通機関の利用助成などの通学支援を行います。 必要に応じ、地域の実情などを踏まえて、通学支援について検討を行います。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(2)-8	特別支援保育の充実	一人一人の保育ニーズを把握し、個々の特性に応じた保育や支援を行うなど適切な環境を整え、乳幼児の発達支援を行います。 特別支援保育連絡会を通じて、子どもの育ちをつなぐことを意識した職員間の共通理解を図ります。	保育幼稚園課	特別支援保育連絡会を通して、各園における共通理解の仕方にについて意見交換し、各園の創意工夫を促していきます。			
2-(2)-9	社会性を身に付けるための支援	幼児期や小学校低学年において、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けられるよう、保育所、認定こども園、学校、地域が連携して指導の充実を図ります。 あいさつ運動や交流事業など、市民に地域に根ざした活動に積極的な参加を促すなど、地域ぐるみで社会のマナーや協調性、思いやり等を培います。	子育て支援課	社会生活を送るための基本的な生活習慣やルールを身に付けられるよう、継続的にあいさつ運動等、地域に根ざした活動を実施します。			
			保育幼稚園課	あいさつをはじめ人との関わりの中で身に付けていくべき、協調性や思いやり等といった社会性を育んでいきます。			
			学校教育課	・幼児期から小学校低学年にかけての子どもが安心して成長し、学びに向かえるよう、基本的生活習慣の確立と園保小の円滑な接続を柱とした取り組みを推進します。 ・接続期の重要性を周知するとともに、「架け橋期プログラム」作成に向けて準備を進めます。 ・教育フォーラム等を通じて、地域への啓発をすすめます。			
2-(2)-10	家庭の教育力向上のための学習機会の充実	子育て中の親が身近で家庭教育講座や子育てグループ活動に参加できる環境を整備します。 また、各種講演会や広報、リーフレットを活用して家庭の教育力の向上に努めるとともに、関係機関や民間団体と連携し、必要な情報提供等を行います。	子育て支援課	こども家庭センターを周知し、相談内容に応じ、必要な情報提供を行います。			
			生涯学習課	社会教育事業で開催される家庭教育に関する研修会・講演会の情報提供に努めます。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(2)-11	食に関する学習機会の提供	出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定着させるため、母子手帳発行時や乳幼児健診等母子事業において栄養教育を実施します。 また、小中学校への健康教育の充実を図ります。	健康づくり課	若年期から食に関する知識を得られるよう、母子手帳発行時や乳幼児健診等母子事業での栄養教育を実施します。特に、市内全小中学校に対して文書等で健康教育についての周知を行い、実施数増加を目指します。			
2-(2)-12	地域における食育の推進	関係団体や健康推進員と連携して地域での食育推進事業を実施し、野菜摂取の推進やバランス食の推進に努めます。	健康づくり課	関係機関・関係団体と連携した食育推進の取組5回以上を目標とします。			
2-(2)-13	魅力ある学校給食の実現	公立認定こども園や小中学校の子どもたちに安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供し、健やかな成長と生涯にわたって健康に過ごせる子どもの育成を目指します。また、安全・安心な食材の確保、地場産物の使用を推進します。	学校給食課	・厨房機器の適正な維持管理、予防保全的な設備改修を実施する。 ・地場産物の活用率において、県平均を上回る。 ・食育指導の推進を図り、残菜率を前年度未満を目指す。			
2-(3)-1	学校の施設・環境の整備	安全・安心な学校生活が送れるよう、老朽施設の改修および不良箇所の補修や修繕等を計画的に実施します。また、学校施設長寿命化計画に基づき、改修整備を進めます。	教育総務課	引き続き、安心・安全・快適な教育環境の整備を行います。 大規模改造工事(柏原小、柏原中、伊吹山中)、長寿命化改修工事(坂田小)、体育館空調設計(米原小、大東中)など			
2-(3)-2	学校を核とした地域づくりの推進	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的な推進により、学校・家庭・地域の連携と協働を大事にした学校運営を推進します。	学校教育課	・研修会をもち、それぞれの学校や学区の取組を交流することで、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)に関わる、学校・家庭・地域の連携と協働を大事にした事業の充実を図ります。			
2-(3)-3	基礎学力の確実な定着	児童生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力を身に付けることができる授業の工夫・改善や主体的・対話的で深い学びの充実に向けたICT・学校図書館の活用に努めます。 また、抽象的・論理的な学習内容が入ってくる小学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっ子」を開設し、基礎学力の定着を図り、学力の二極化を解消します。	学校教育課	・「問い合わせ立てる学び」を推進し、その課題解決のためにICT活用することで、主体的・対話的で深い学びの充実に努めます。 ・小学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっ子」を開設し、基礎学力の定着を図ります。 ・小学校4年生を対象に市学力学習状況調査を実施し、学習状況を把握・分析することで、課題を明確化し、授業内容や指導方法の改善に活用します。			
2-(3)-4	体験的な学習の推進	豊かな人間性や生きる力を育むため、自然体験、職場体験、ボランティア活動等、地域の人々や自然、文化等と関わる体験活動について支援します。 また、地域の自然、歴史、文化を教材として、行事や教科学習等、学びの場に生かすことで、地域への愛着を育みます。	学校教育課 生涯学習課	・平和の子、演劇の子、防災の子、米原生徒会フォーラム等、地域の歴史や自然を学ぶ機会を積極的に取り入れ、郷土への理解とシンビックプライドを育みます。また、演劇の子のように「本物に触れる」学びの機会をもち、子どもの感性や探究心を育てる教育を推進します。 出前講座を通じて、学校のふるさと学習を支援します。 伊吹山文化資料館において、学校の体験学習の受け入れに協力します。 学びいあいステーションや図書館などの所管施設において、職場体験を積極的に受け入れます。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(3)-5	シビックプライドに 関わる事業	郷土の自然や歴史・文化に触れる教育活動を推進し、ふるさとの良さを発見することで、郷土を愛する心情を養います。 また、地域の様々な活動に積極的に参加することにより、自らも地域の一員として郷土の発展に寄与しようとするシビックプライドの醸成を推進します。	学校教育課	・安全面に十分配慮した上で、伊吹山ドライブウェイや3合目手前の林道等を利用した「伊吹山へ登ろう」事業を実施するよう各校園へはたらきかけていきます。 ・シビックプライド醸成を念頭に、地域の良さや課題に目を向けることができるよう各事業の内容を工夫改善し、各校園への主体的な参加をはたらきかけていきます。			
2-(3)-6	学校におけるス ポーツ環境の整備 と体力づくりの充実	子どもの運動不足、基礎体力の低下が危惧されることから、体力の向上に向けた取組を推進するとともに、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。	学校教育課	・各種の分析をもとに、体育科や保健体育科の授業、帯タイムの体力づくり、水泳学習に生かしていきます。			
2-(3)-7	部活動の地域移 行・地域連携の推 進事業	部活動の地域移行を進めるとともに、学校に部活動指導員を配置し地域連携を進めます。 部活動の地域移行を見据え、地域のスポーツクラブなど受け皿の体制整備や人材育成を図ります。	学校教育課	・学校部活動の「地域展開」を見据えて、部活動指導員を増員し、部活動の「地域連携」を進めています。また、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、部活動の地域展開後の連携体制の構築に向けて取組を進めています。			
			生涯学習課	文化部の地域連携について、情報提供を行います。 学びあいステーションにおいて、若者等の幅広い年代が学びを深める講座を実施します。			
			スポーツ推進課	学校教育課と連携し、スポーツクラブなど、部活動の受皿の確保に努めます。			
2-(3)-8	国際理解教育の推 進	小学校外国語活動等において、ALT(外国語指導助手)やMGT(米原市国際理解教育協力員)を配置し、簡単な会話に慣れ親しんだり、外国文化に触れたりしながら国際理解を深める教育を推進します。	学校教育課	・特例校の指定を受け英語科の授業時間を多く設定したり、小学校英語専科指導教員やALT・MGT等を中心に小学校低学年から英語科に親しめる環境整備に努めたりして、国際理解を深める教育を推進します。英語担当教員とALT・MGT等とのよりよい連携や資質向上を目指し、研究実践を共有します。英語弁論大会やイングリッシュフェスを開催し、児童同士の交流を図ります。			
2-(3)-9	環境教育の推進	自然の中で遊び、学び、体験することで地域の自然を愛し守る人を育てていくため、豊かな自然環境を生かした各学校独自の多彩な環境学習を実施します。 森林環境学習「やまのこ」事業やびわ湖フローティングスクール、びわ湖の日の取組を実施します。	学校教育課	・やまのこ事業については、受け入れ施設と連携しながら市内9校全てで通常通り実施し、体験的活動をとおした環境教育を推進します。 ・フローティングスクールについては、通常通り1泊2日の日程で実施し、体験的な学習をとおして琵琶湖の水環境への理解・関心を深められるようにします。			
2-(3)-10	特別支援教育の充 実	障がいのある児童生徒やその保護者等に対する日常の教育相談・就学相談活動の充実に努めるとともに、障がいについての正しい理解と認識を持つための教育活動や研修会を実施します。	学校教育課	・特別支援教育支援委員会において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を慎重に検討できるように各学校と連携を密にしていきます。 ・就学に悩まる保護者を対象に、就学相談会を4日間実施します。			
		障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の提供や体験学習等の充実に努めます。 専門的な研修の充実、特別支援学校や福祉施設が蓄積した教育上の経験やノウハウを生かすこと等により、地域の小・中学校教員の指導力を高めます。		・特別支援教育支援委員会において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を慎重に検討できるように各学校と連携を密にしていきます。 ・就学に悩まる保護者を対象に、就学相談会を4日間実施します。 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会や特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業において、個別の指導計画の効果的な活用方法や、支援・指導についての研修を行います。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標	
2-(3)-11	放課後児童クラブの整備	保護者が就労等により屋間家庭にいない小学校児童(1年生～6年生)を対象に、市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、家庭に代わる生活の場として、安全・安心な放課後の居場所を提供します。 待機児童を出さないよう、処遇改善などを行い、放課後児童クラブの支援員の確保に取り組むとともに、市内全放課後児童クラブの施設整備や環境改善事業(空調、手洗い場、遊具、駐車場等の設置、トイレの改修、照明機器のLED化等)を計画的に進めます。	子育て支援課	・放課後児童クラブ支援員の処遇改善について、社会構造の変化を注視しながら対応を図り、人材の確保・定着を促進します。また、利用児童、児童クラブ双方にとって過ごしやすい環境になるように、発達支援センターや学校とも連携し、市内すべての児童クラブに、支援が必要な児童についての情報共有を行います。 ・坂田小学校および息長小学校の改修工事に伴い、使用可能な教室や施設を調整し、児童クラブの運営体制について検討を行う必要があります。また、放課後児童クラブの統合の検討や、小学校の統合等の方針、学校施設を含む公共施設の活用を見据え、現施設の修繕を計画的に行うなど、引き続き保護者が安心して児童を預けることのできる環境整備に努めます。				
2-(3)-12	放課後児童クラブにおける子どもの健全育成	基本的な生活習慣や他の子どもとの交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、子どもの自主性と社会性を育む運営に努めます。 研修会等の実施により、放課後児童クラブの支援員の資質向上と環境整備を図ります。	子育て支援課	年間3回の市主催の研修会を実施し、支援員の資質の向上と環境整備に努めます。				
2-(3)-13	こころの教育の充実	正義感、責任感や思いやりの心、規範意識、自然や他者との好ましい関わり等、豊かな心の育成を目指す取組について、特別の教科道徳の時間を中心進めます。	学校教育課	・特別の教科「道徳」を中心に、保護者や地域の方等、様々な立場の方から直接学ぶ機会を設けるなどして、道徳的価値理解の一層の深まりを図ります。				
2-(3)-14	次世代を担うための教育の推進	地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付けることができるよう、選挙啓発や出前講座などによる主権者教育を推進します。	総務課	将来的に、子どもたちが主権者として、社会や政治に参加するために必要な資質や能力を育むことができるよう、県選管と連携して出前講座を行い、投票を疑似体験できる機会等を提供します。 また、啓発ポスターなど、明るい選挙推進啓発作品を募集し、作品を通じて選挙について考える機会等を提供します。				
2-(3)-15	ライフデザインに関する支援	チャレンジウイークでの社会人講話や職場体験活動、保育実習を通して、様々な人の生き方に触れ、自らのライフデザインを描けるよう支援します。	学校教育課	・働く大人の姿に触れ、自分の進路を選択できる力や将来、社会人として自立できる力を育むことで、夢と志を持てる児童生徒の育成をめざす。中学生チャレンジウイークは、キャリア教育の一環として、貴重な体験であるため、組織的・系統的な取組を推進します。				
2-(3)-16	教育を通じた男女共同参画の推進	性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、次世代を担う子どもたちを対象に積極的な意識啓発を行います。	人権政策課 学校教育課	小中学校での男女共同参画副読本活用率の増加 啓発物品の配布等 ・様々な人権の課題にも学校が柔軟に対応できるように教職員への研修等を進めます。 ・各校の実情や特色を生かし、系統立てた人権教育を一層推進します。				
2-(4)-1	健康教育の充実	子どもの頃から健康に対する意識を高めるため、学校における家庭・保健体育の教科を中心に健康教育を実施するとともに、学校給食を通して、望ましい食習慣を身に付けるきっかけとします。性教育については、系統的な指導ができるよう計画的に実施するとともに、指導力の向上に努めます。	学校教育課	・学校給食を通して、子どもが食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるきっかけとし、通信に載せる等して家庭への啓発に努めます。 ・家庭科・保健体育科の授業を中心に、あらゆる機会において健康教育を実施します。保健だより等の通信を通して、家庭への啓発も継続します。				
2-(4)-2	薬物乱用防止教室	薬物・タバコ・アルコールの害等について正しい知識の普及を図るため、小・中学生を対象に薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課	・薬物乱用防止教室を全小中学校で実施します。				

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(4)-3	思春期相談の充実	思春期の心身の健康や性の悩みについて適切に対応するため、臨床心理士、スクールカウンセラー、特別支援サポートセンター、医療機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関やスクールカウンセラーとの連携を強化し、迅速に対応が必要な事案に対して、適切に対応できる体制を築きます。 ・教育支援センターが関係機関との窓口になるよう、情報収集と連携に努めます。 ・スクールカウンセラーによる心理授業を各校で展開します。 ・関係機関やスクールカウンセラーとの連携をより強化し、迅速に対応が必要な事案に対して、適切に対応できる体制を築きます。 ・カウンセリングやケース会議、教師へのコンサルテーションなどを積極的に実施します。 			
2-(4)-4	SOSを受け止める体制づくり	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、ケース会議に参加したり、教職員へのコンサルテーションなどを実施したりする中で、教職員の相談能力を高める研修の充実を図ります。また、関係機関に対して子どもとのSOSに気づく研修会を実施し、SOSを受け止める体制づくりに努めます。	健康づくり課 子育て支援課 学校教育課	<p>健康づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策における府内連絡会を開催し、課題共有や取組に関する意見交換を行います。 <p>子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> 校園長会で要保護児童等の早期発見や支援にかかる啓発を行い、協力依頼を行います。 支援が必要な児童等に対して、ケース会議を行い、関係機関と情報を共有や支援内容を検討することで、学校との連携体制づくりを行います。 <p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのケース会議への参加や、教師へのコンサルテーションなどを積極的に実施します。 			
2-(4)-5	子ども・若者の自殺対策の推進	いのちの大切さやSOSの出し方に関する教育を行うとともに、子ども・若者がSOSを発信しやすい環境を整えます。 また、悩みを抱える人に寄り添い、必要な支援につなぐ役割のゲートキーパーを養成します。	健康づくり課 学校教育課	<p>健康づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中高等学校の教師を対象としたゲートキーパー講師派遣事業を希望する学校に行います。 <p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる心理授業を各校で展開します。 ・県や市が開催するゲートキーパー研修について、各学校に周知を行い、参加をよびかけます。 			
2-(5)-1	スクールカウンセラーの配置	複雑化する児童生徒の課題に対して、スクールカウンセラーを適切に配置し、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングを行い、教職員とともに支援の方針を立てることで児童生徒の心理面の支援に努めます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、心の問題を抱える児童生徒その保護者の支援にあたります。 			
2-(5)-2	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーの積極的な活用や学校、家庭、地域の関係機関が連携を行い、児童生徒の福祉の面からの支援に努めます。 また、教職員とともに支援の方針を立てることで、スクールソーシャルワークの視点を向上させます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを全ての小学校に配置し、児童生徒とその保護者に対して福祉の面からの支援にあたります。 ・スクールソーシャルワーカーの積極的な活用により、教職員のスクールソーシャルワーク的視点でのアセスメント力の向上を図ります。 ・スクールソーシャルワーカーのケース会議への参加を積極的に行い、学校と関係機関との積極的な連携・協働を進め、児童生徒への適切な支援を進めます。 			
2-(5)-3	教育支援センター事業	教育支援センターの教育相談機能を市役所本庁舎に位置付け、保護者・本人・学校からの相談窓口を一本化し、相談しやすい体制づくりを進めます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターの支援内容をまとめ、totoruにて配信して、相談窓口を保護者に周知します。 			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(5)-4	多様な居場所と学びの場の確保	不登校児童生徒の居場所や学びの場として、「みのり」と「ステップ・フォワード・プログラム」を設置し、社会的自立に向けた支援活動を行います。 また、校内教育支援センターを整備し、子どもケアサポートや派遣型ガイドウォーカーによる教室に行きづらい児童生徒の指導・支援を行うとともに、ICT等を活用した学習支援を進めます。	学校教育課	重点事業(別紙)			
2-(5)-5	フリースクール利用児童生徒支援補助金	不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに通いの場を確保するため、不登校児童生徒がフリースクールを利用するために要する経費に対し、補助金を交付します。	学校教育課	・不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、フリースクールの利用に要する費用の一部を補助します。			
2-(5)-6	不登校の要因等の把握と支援策の検討	「米原市不登校支援連絡協議会」を開催し、課題や支援の方向性について情報共有を行う中で、不登校の要因を分析し、適切な支援につなげます。	学校教育課	・不登校支援担当者連絡協議会を年3回開催し、各校の不登校支援に関する課題や方向性について情報共有を行います。 ・不登校支援に関する研修を行い、各校の不登校児童生徒の理解や支援の充実を図ります。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標	
2-(5)-7	学校以外での学習等の支援	不登校児童生徒や困り感を持った子ども等が通う学校以外の居場所での学習等について、市や教育委員会、学校、民間団体等が連携することで、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	子育て支援課 学校教育課	重点事業(別紙) 重点事業(別紙)				
2-(5)-8	いじめ防止対策	児童・生徒会活動等を通じて、いじめ問題を考え、未然防止の取組を推進します。 また、児童生徒一人一人を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした教育活動を進めます。 他者との生活中で、自分の思いを相手に言葉で伝えること、また、相手の気持ちを想像しながら相手と関わることができるように、子ども同士の豊かな関わりを支援していきます。	学校教育課 子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 子育て支援課	・児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えたり、いじめの未然防止の取組を推進します。 ・道徳や学級活動の時間に、いじめにかかる問題を取り上げ指導を行います。 放課後児童クラブにおいて、相手を思いやり、自分の思いを伝えられる社会性の育成を進めています。 日々の保育の中で相手を尊重する気持ちを育み、子ども同士の豊かな関りを支援します。 ・児童・生徒会活動等を通じて、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを進めています。 要保護児童として対応する場合、支援が必要な児童等に対して、ケース会議を行い、関係機関と情報を共有し支援内容について検討していきます。				
		「いじめ問題対策連絡協議会」の開催を通して、いじめ防止に対する取組や啓発を進めます。 また、いじめ問題専門委員会やいじめ問題調査委員会を通して、いじめ事案の分析を行い、未然防止や早期発見、早期対応について各校への指導助言を進めます。	人権政策課 学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会(年1回開催予定:事務局人権政策課) いじめ問題専門委員会(年6回開催予定:事務局学校教育課) 令和6年度に作成した保護者・地域住民向けの啓発リーフレットの活用 ・いじめ問題対策連絡協議会を受け、いじめ問題専門委員会において、各校でのいじめの認知の啓発に向けて取組を進めます。				
2-(6)-1	ひきこもり等への支援	若者自立ルーム「あおぞら」において、ひきこもり等の状態にある若者やその家族からの相談を受け、生活や仕事の自立支援を行います。相談体制の充実を図り、効果的な支援につなげます。	子育て支援課	重点事業(別紙)				
2-(6)-2	若者への就労支援	若者の地元企業への就職と地元への定住を促進するとともに、企業に必要な人材を確保するための就労支援を行います。	シティセールス課	地元企業の魅力発信や学校との連携を強化し、若者の地元就職・定住を促進します。また、高校と企業の情報交換会等を湖北地域で行い、就職希望者へのキャリア支援を充実させ、企業の人材確保を支援します。				
2-(6)-3	若者・女性の起業・創業支援の推進	創業による新たなビジネスや雇用の創出を促進し、経済の好循環を生み出すため、創業支援事業者(商工会)の支援を受けて、創業を目指す女性や若者への支援を行います。	シティセールス課	創業支援の効果を高めるため、経営塾の内容・実施回数をより実践的なものになるよう検討し、事業計画の作成や資金調達など、創業準備段階に応じた個別支援を充実させる。あわせて、修了後のフォローアップや創業関連補助金による支援を行うことで市内の創業者数の増加を図る。				

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
2-(6)-4	生涯学習の充実	青年期の社会人をはじめとする幅広い年代において、自ら学び学習することのできる機会を得られるよう、生涯学習の充実を図ります。	生涯学習課	ルッチまちづくり大学の市民公開講座をはじめとする活動を通して、市民に対し、「学び」を提供します。			
2-(7)-1	結婚・出産・子育てを希望する若者への支援	若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望がかなえられるよう、本市で結婚し子どもを持つことや子育てすることについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、若者を応援する気運を醸成します。	政策推進課	第3次総合計画作成に合わせて実施する若者ワークショップや子育て世代のワークショップにおいて、若い世代の意見を確認し、来年度作成する総合計画に意見を反映し、気運醸成を図る。			
			子育て支援課	結婚相談活動事業(お見合いイベント等)の周知を充実させ、若者の出会いから結婚に希望を持てるよう、切れ目がない支援を行います。			
2-(7)-2	結婚相談の実施	結婚相談員を配置し、未婚者の登録や紹介などを行う結婚相談や婚活パーティーなどの出会いの場の提供により、未婚者の婚活を支援します。	子育て支援課	結婚相談事業を通じた年間婚姻成立件数:年間3件			
2-(7)-3	結婚新生活への支援	婚姻に伴う新生活に係る経済的負担を軽減し、少子化対策の強化ならびに若年層の人口流入および定住の促進を図るため、本市での新生活をスタートする新婚世帯の住居費や引越し費用などの一部を補助します。	子育て支援課	結婚新生活に対する経済負担を軽減するため支援(結婚新生活支援事業補助金 56件)を行うことで、少子化対策ならびに若者層の人口流出を行います。			
2-(7)-4	空き家を活用した子育て世代の移住定住支援	空き家バンクへの登録物件を増やすとともに、空き家リフォーム補助金の活用、空き家バンク登録奨励金の活用、市公式ウェブサイトによる情報発信により、子育て世代の移住定住を促進します。	シティセールス課	・空家リフォーム補助金 5件 ・空家バンク登録奨励金 30件			
3-(1)-1	こども家庭センターを核とした子育て支援	こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の一體的な相談支援を提供します。	健康づくり課	重点事業(別紙)			
			子育て支援課	重点事業(別紙)			
3-(1)-2	相談体制の充実	関係機関でケース会議を開催し、支援の必要な家庭の情報共有、支援プランの作成を行い、様々な支援につなげます。 すぐすぐ相談やすぐすぐホットラインにおいて、面談や電話、オンラインで育児や発達に関する相談を行います。相談による健康診査後のフォローを行うとともに、困った時に相談できる窓口として周知を行います。	健康づくり課	重点事業(別紙)			
			子育て支援課	重点事業(別紙)			
			健康づくり課	重点事業(別紙)			
	人権擁護委員、行政相談委員、民生委員・児童委員等が共同で開催している「心配ごと相談」において、民生委員・児童委員が主となり、子育て支援等の一般的な相談を行います。	社会福祉課	重点事業(別紙・再掲) 毎月2回、4会場で相談事業を実施。市民の身近な相談窓口となり、相談内容によって必要な場合は他機関へ繋いでいきます。				
3-(1)-3	地域子育て支援センターの充実	未就園児の親子を対象に、仲間づくりや子育ての悩み等を気軽に相談できる場所、子どもを安心して遊ばせることができる場所を提供します。 「子ども家庭センター連携」「子育て家庭の教育・保育」	子育て支援課	重点事業(別紙)			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
		事業や地域子ども・子育て支援事業等の利用を支援します。	保育幼稚園課	<p>重点事業(別紙) 子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域とのつながりや居場所づくりを図り、子育て家庭を支援していきます。 子育て応援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施します。 子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識の向上を図ります。また、子育てについて悩んでいる家庭のニーズに合った支援を提供することができるよう、まいばらこども家庭センター・健康づくり課等と密に連携をとっています。</p> <p>令7年度(目標) 園舎・園庭開放延べ参加人数 1万人</p>			
3-(1)-4	子育てに関する情報発信の充実	保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談先の紹介、子どもたちの居場所等の紹介等、子育てに必要な情報が分かる情報誌「米原市子育て応援ガイド」を発行します。各庁舎窓口等への設置や新生児訪問時や各種健診時に配布するとともに、電子書籍版を作成し、子育て世代に幅広く情報が行き届くよう情報発信の充実を図ります。 広報紙や市公式ウェブサイト、子育て応援サイト「まいひーぐ」等により、健康診査や予防接種等の情報発信を行います。	健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課	<p>重点事業(別紙)</p> <p>重点事業(別紙)</p> <p>重点事業(別紙) 米原市子育て応援ガイドや園の紹介冊子を作成し、保育サービスについての情報を発信します。 定期的に子育て支援センターの公式ウェブサイトも更新し、新しい情報を届けます。</p>			
3-(1)-5	図書館を活用した子育て支援	子育てに関連する図書の紹介をしたり、児童コーナーに子育て関連の雑誌を配置するなど、図書館で子育てに関する情報の提供を行います。	図書館	子育てに関連する図書の紹介コーナーを2回作成します。			
3-(1)-6	子育てサークルの育成	子育てサークルづくり「こもち～ズ広場」を開催し、子育ての仲間づくりを支援します。サークル活動が持続的なものとなるよう、サークル同士の交流に取り組む社会福祉協議会と連携し、子育て家庭の孤立解消に取り組みます。	子育て支援課	年5回(10組/回)「こもち～ズ広場」を開催し、子育てサークルの結成を推進します。			
3-(1)-7	子ども・子育て支援環境の充実	公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、授乳室・搾乳室やキッズスペース、優先駐車スペースなどの子育て応援設備の整備を推進します。	子育て支援課	公共施設等において、授乳室・搾乳室やキッズスペース、優先駐車スペースなどが必要な場所の把握に努めます。			
3-(2)-1	低年齢児保育の実施	3歳未満児の保育について、年度途中の受け入れ等、子どもも保護者も安全・安心に利用しやすい環境の充実に努めます。	保育幼稚園課	引き続き、低年齢児保育士サポーターの配置および低年齢児保育事業の支援を実施します。			
3-(2)-2	延長保育・休日保育の実施	保護者の就労形態の多様化と保育ニーズに対応するため、早朝・延長保育や日曜日・祝日の保育の充実に努めます。	保育幼稚園課	市内の保育所および認定こども園全園において、延長保育を実施します。また、2園で休日保育を実施します。			
3-(2)-3	病児保育の実施	病気の療養中や回復期にあり集団生活が困難な園児、小学生を対象に、病児・病後児保育を実施します。 また、園で体調を崩した場合は、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が対応する体調不良児対応型の病児保育も実施します。	保育幼稚園課	引き続き病児・病後児保育および体調不良児対応型保育を実施します。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
3-(2)-4	医療的ケア児の受け入れ	医療的ケア児とその保護者が適切な支援を受けながら、保育施設等で園生活を過ごせるよう、看護師の配置や環境整備に努めます。	保育幼稚園課	医療的ケアを必要とする児童が安心して園生活を送れるよう、看護師を配置します。また、民間園に対し、看護師配置についての補助を行います。			
3-(2)-5	一時預かり事業の実施	保護者の病気、就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等により保育が必要となった場合、子どもを保育所や認定こども園で一時的に預かり、保育を行います。	保育幼稚園課	一般型一時預かりについては、公立4園、民間3園で実施します。幼稚園型一時預かりについては、市内公立園全園および民間2園で、平日も含め実施します。			
3-(2)-6	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	全ての子どもの成長を支援し、孤立感や負担感を抱える保護者の負担軽減を図るために、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業を実施します。	保育幼稚園課	重点事業(別紙) 乳児棟通園支援事業を市内公立2園で実施します。			
3-(2)-7	保育人材の確保・定着の促進	新規採用保育士に対する奨学金返還支援と家賃補助を実施とともに、市内の保育所等で働く魅力を伝えるため、就職フェアを開催し、保育人材の確保を図ります。また、子育て支援員の育成・保育補助を行う人材の確保により、保育現場で働く人材の確保を図ります。継続した賃金改善を図るとともに、働きやすい労働環境づくりに努め、民間保育所等の保育士の処遇改善に取り組みます。	保育幼稚園課	引き続き、新規採用保育士に対する奨学金返還支援と家賃補助制度を実施します。 今年度も保育職への就職希望者を対象とした合同就職フェアを開催し、保育人材の確保を図ります。 また、私立保育所等の保育士への市単独の処遇改善事業にも取り組みます。			
3-(2)-8	ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育所、認定こども園、小学校等への送迎やその後の保育、子どもの預かり等のサービスを提供する人と受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。登録会員数の増加に努め、必要な時に援助が行える体制づくりを進めます。	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター延べ援助回数(目標) :250回／年			
3-(3)-1	企業・事業所の子育て支援の取組の促進	育休取得や学校行事等への参加がしやすいなど、子育てを支援する職場づくりが推進されるよう、企業訪問により普及・啓発に取り組みます。	シティセールス課	重点事業(別紙)			
3-(3)-2	子育ての男女共同参画の推進	家庭内において育児負担が女性に偏ることなく、男女がともにキャリアアップと子育てが両立できるよう、男女共同参画の意識啓発を推進します。 男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画推進計画の進行管理を行うほか、「ハートフルフェスタ」の開催や「女性のための相談ルームつくし」等各種相談体制の充実、女性人材バンク「なでしこネット」の活用促進に努めます。	人権政策課	女性のための相談ルームつくしの周知やPR 広報等を活用したDV被害防止について周知 様々な人権に関わる相談に対応するための職員のスキルアップ、関係機関との連携 なでしこネットのPRと登録者の増員 男女共同参画審議会を開催し、推進計画の進行管理や新たな制度等の周知および関係機関と連携を図る 男女共同参画センターとの共同事業等、効果的な啓発の実施			
3-(3)-3	民生委員・児童委員活動による子育て支援	米原市民生委員児童委員協議会連合会、各民生委員児童委員協議会の活動として、地域の子育て支援に関する研修会の開催や事業への参加、協力をしています。 民生委員・児童委員と子どもやその親がつながりやすい環境をつくり、子育ち・子育てを地域で支える体制を整備します。	社会福祉課	米原市民生委員児童委員協議会連合会の全体研修として児童福祉に関係する研修会を開催します。また、各单位民生委員児童委員協議会で実施する児童福祉に関わる研修や学校園でのあいさつ運動、子育て支援センターへの協力等、必要に応じ呼びかけや協力を行います。 民生委員・児童委員の活動を子育て家庭や子どもに知ってもらうように、広報周知を強化します。			
			子育て支援課	民生委員児童委員等と連携しながら、児童クラブとの体験を推進し子育て支援を図ります。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
			保育幼稚園課	認定こども園運営委員会や民生委員児童委員等、地域の方と連携し、自然体験や栽培体験の実施により、地域に根差した園づくりを推進します。			
3-(3)-4	地域の教育力を高める伝統行事等の支援	地域が主体的に行っている地域活動や伝統行事等を継続し、活性化していくための支援を行い、地域の教育力を高めていきます。	地域振興課	○地域創造支援事業補助金 (子ども対象事業:1事業) ①mamasapasfes(団体:mamasapasfes、ママの交流の場、社会参加の場、親子ふれあいの場、多世代交流の場を開催)			
			生涯学習課	地域の伝統行事等を継承するため、文化財等の補助・支援を行います。			
3-(4)-1	幼児教育・保育の無償化	3歳以上の子どもの保育料の無償化を行うとともに、3歳未満の子どもについて第2子以降保育料軽減事業を実施します。	保育幼稚園課	引き続き保育料の軽減対策を行い、子育て家庭への負担軽減を実施します。			
3-(4)-2	福祉医療費の助成	0歳から18歳年度末までの保険診療の通院・入院医療費の無料化を継続し、子育て経費の負担軽減に努めます。	市民保険課	マイナンバーカードとの連携により、申請者の利便性の向上を図り、継続して医療費助成事業を実施します。			
3-(4)-3	児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育する家庭を支援するため、児童手当を支給します。	子育て支援課	高校生年代までの児童を養育する家庭を支援するため、適正な事務処理において児童手当を支給します。			
3-(4)-4	妊娠のための支援給付	妊娠期と産後の子育て期に必要な出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を目的に支援金を支給します。	健康づくり課	すべての妊婦に安心して出産・子育てしていただくことを目的とし、妊娠届出時と産後に支援金を給付します。			
3-(4)-5	教育費の負担軽減	就学援助制度により、経済的、身体的な理由で、就学が困難な児童への援助を行い、安心して学習できる環境となるよう支援します。	教育総務課	就学援助について、6月に認定作業、7月に支払いを行う。 特別支援教育就学奨励費について、国からの保護基準額の通知に変更があればシステムに反映し、6月に認定作業、7月に支払いを行う。 システムの共通化に向けて、円滑に移行できるようにする。			
3-(4)-6	中学校入学支援金等の交付	新中学1年生が充実した学校生活を開始できるよう、中学校入学支援金および部活動用具等購入補助金により、入学時の学用品等の購入に対する支援を行います。	教育総務課	申請漏れ等がないように制度の周知を積極的に行います。 部活動用具等購入補助金は学期ごとに締切を設け、購入から補助金交付までの期間が短くなるように努めます。			
3-(4)-7	給付型奨学金制度の実施	給付型奨学金制度により、修学上必要な学資金の給付を行い、将来を担う人材の育成および市への定住を推進します。	教育総務課	令和7年度奨学生の募集から募集時期を前倒しし、作文作成を受検時期と重複しないように配慮するとともに、指定日に指定会場で作文作成を行い、公平性の確保に取り組みます。			
3-(4)-8	国民健康保険子育て世帯応援金の支給	子育て世帯の経済的負担を図るため、国民健康保険税のうち18歳以下の子どもに係る均等割相当額を応援金として支給します。	市民保険課	国の施策により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、国民健康保険税のうち未就学児に係る均等割の軽減措置が講じられています。本市では、急速に少子高齢化が進む中、子育て世帯への更なる支援を目的として、国保税のうち18歳以下の子どもに係る均等割の自己負担分を応援金として支給します(対象250世帯)。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標	
4-(1)-1	子育てに困難を抱える家庭に対する支援体制の強化	こども家庭センターを中心として、保育所、認定こども園、学校、関係団体、要保護児童対策地域協議会等と連携し、子育てに困難を抱える家庭を支援につなげるため、支援体制の強化に努めます。	子育て支援課	重点事業(別紙)				
4-(1)-2	こども家庭センターと各種相談窓口の連携	相談内容に複合的な課題がある場合、重層的支援体制整備事業等の相談に関わる機関が連携し、複合的な課題を持つ子ども・若者や家庭からの相談を受け止め、支援につなげるとともに、声をあげにくい子ども・若者からの意見を聴く手法について検討します。	人権政策課 社会福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課	<p>複合的な課題をもつ子ども・若者や家庭からの相談を受けた場合、重層的支援体制整備事業に関わる機関と連携し、支援につなげます。</p> <p>・複合的な課題がある子ども・若者や家庭からの相談があった場合、随時、関係支援機関で連携し相談を受け止め支援につなげます。 ・重層的支援体制整備事業で扱う他のケースの中で、子ども・若者にも課題が認められる場合は、専門支援機関と連携し対応します。また、意見を聴くにあたり、相談支援スキル向上のための研修会を開催します。</p> <p>地域包括支援センターが高齢者訪問等をする際に複合的な課題を持つ子どもや若者から相談を受けた場合は、相談を受け止め、適切な相談支援機関等につなぎます。</p> <p>重層的支援体制整備事業の相談に関わる機関や園や学校等と情報共有し、連携しながら子ども・若者への支援を図ります。</p> <p>事業等の中で該当ケースがあれば、関係機関と連携して支援します。</p> <p>こどもに関する相談窓口としてこども家庭センターを周知します。複合的な課題がある場合は、必要な支援につないでいきます。</p> <p>関係機関と連絡を取り、支援を必要としている子どもの支援に努めます。</p> <p>・複合的な課題をもつ児童生徒や家庭を把握した場合、重層的支援体制整備事業に関わる機関と連携し、支援につなげます。</p>				
4-(1)-3	要保護児童対策地域協議会の充実	地域、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童または要支援児童とその保護者への支援、および特定妊婦等への支援を総合的に行い、児童虐待の未然防止と早期対応に努めます。	子育て支援課	重点事業(別紙)				

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
4-(1)-4	児童虐待防止の啓発	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができますよう、オレンジリボンキャンペーン等、児童虐待防止のための広報・啓発活動に取り組んでいきます。 また、5歳児と保護者を対象に、子どもへの暴力防止プログラムを実施します。	子育て支援課	重点事業(別紙)			
4-(1)-5	児童虐待の緊急対応	児童虐待の緊急対応については、子どもの命を守る視点で、一時保護や強制介入などの緊急対応を行つため、警察や彦根子ども家庭相談センターとの連携に努めます。	子育て支援課	緊急対応できるように、月1回の実務者会議において、警察や彦根子ども家庭相談センターと情報の共有を行うなど、支援内容について検討します。			
4-(1)-6	DVの防止と家族への支援	配偶者等へのDVが確認された家庭に子どもがいる場合、「心理的虐待」があったと認め、児童虐待防止の観点から安全確認および家庭支援の取組を実施します。母子父子自立支援員とこども家庭支援員が連携し、子どもに与える影響を最小限にとどめるため、被害に遭遇した保護者や子どもたちのメンタルケア等必要な支援を行います。	子育て支援課	保護が必要な母子については警察や彦根子ども家庭相談センターと連携して支援します。			
4-(1)-7	養育支援訪問事業の実施	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、こども家庭支援員や保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導や助言等を実施します。	健康づくり課 子育て支援課	当該事業については、子育て支援課の事業として取り組まれております。 養育支援が必要な家庭については、こども家庭支援員が居宅を訪問し、養育に関する具体的な助言や指導を行います。			
4-(1)-8	子育て世帯訪問支援の取組の推進	子育てなどに不安を抱える保護者からの申請に基づき家庭等を訪問し、家事・育児の支援を実施します。	子育て支援課	重点事業(別紙)			
4-(2)-1	子どもの貧困についての支援体制の強化	こども家庭センターと学校等の連携により、困り感のある子どもを把握するとともに、子どもの置かれている様々な環境に働きかけをするための支援計画を作成し、適切な支援につなげるため、学校、福祉機関、医療機関、民間団体等が連携し、包括的な支援体制の強化に努めます。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課	合同ケース会議を月1回開催し、支援計画をもとに、支援内容を検討します。また、必要に応じ、随時合同ケース会議を開催し、関係機関と連携を図ります。 関係機関と連絡を密に取り、支援を必要としている子どもの支援に努めます。 ・児童生徒の困り感を把握した場合、こども家庭センターと連携しながら、支援体制について協議し、包括的な支援につなげる。			
4-(2)-2	子どもの生活・学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どもやひとり親家庭の子ども等を対象に、居場所や学習機会の提供を行い、生活習慣や学習習慣の定着を支援します。	社会福祉課 子育て支援課	重点事業(別紙・再掲) 生活困窮世帯の子どもの、生活・学習支援を行います。 目標値:実利用人数12人 加えて、より一層の制度周知や積極的な活用を促します。 重点事業(別紙)			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
4-(2)-3	困り感を持った子ども等への支援	養育環境等に課題があり、家庭にも学校にも居場所のない子どもや困り感を持った子ども等を支援するため、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業を実施します。	子育て支援課	重点事業(別紙)			
4-(2)-4	ヤングケアラーの把握・支援	福祉、介護、保健、医療、教育等の関係者間での情報共有や連携により、ヤングケアラーの早期発見や把握に努め、必要な支援につなげます。	人権政策課 社会福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課	重点事業(別紙) 各関係機関や各関係部署との情報共有や連携によりヤングケアラーの早期発見や把握に努め、支援体制について協議・連携し、必要な支援につなげます。 重点事業(別紙・再掲) 重層的支援体制整備事業の包括化ケース会議や生活困窮者自立支援事業のケースワーク等で対象者がいた場合、対象者へのアプローチ等を検討し、必要な支援につなげます。 重点事業(別紙) 重点事業(別紙) 重点事業(別紙) 重点事業(別紙) 重点事業(別紙) 重点事業(別紙) 重点事業(別紙)			
4-(3)-1	経済的な安定への支援	ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援します。	子育て支援課	ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援します。			
4-(3)-2	養育費確保のための支援	離婚等によって親権者でなくなった親であっても子どもの扶養義務があり、養育費を支払う義務があるとの認識を広めるとともに、養育費の重要性について周知します。 養育費の取り決めに係る公正証書の作成費用を補助することで、ひとり親家庭の養育費の確保を支援します。	子育て支援課	・市公式WEBサイトにおいて、養育費等に関する周知を行います。 ・養育費の取り決めに係る公正証書の作成費用を補助することで、ひとり親家庭の養育費の確保を支援します。			
4-(3)-3	保護者の就労支援	ひとり親家庭を対象に、ハローワーク、滋賀県母子家庭等就業・自立センターと連携して、就業するまでの支援を行います。 また、就職に有利な資格を取得するために、市が指定する資格(看護師、社会福祉士等)取得のため、養成訓練機関において修業する期間の生活費として給付金を支給します。	子育て支援課	児童扶養手当の申請時等や、母子・父子自立支援員の相談業務において対象者を把握し、事業の利用につなげます。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
4-(3)-4	医療費の助成	病気やけが等で必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、保険診療の医療費の全額または一部助成を行います。	市民保険課	マイナンバーカードとの連携により、申請者の利便性の向上を図り、継続して医療費助成事業を実施します。			
4-(3)-5	母子父子自立支援員による相談の充実	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの様々な悩みや相談に応じ、必要な支援や福祉サービスにつなげます。	子育て支援課	母子・父子自立支援員を配置し、相談業務において、支援が必要な対象者を把握し、必要な支援や福祉サービスにつなげます。			
4-(3)-6	ファミリー・サポートセンター利用料の助成	ひとり親家庭等に対して、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部助成により、経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課	米原市社会福祉協議会と一部助成により、経済的な負担軽減が図られるよう調整します。			
4-(4)-1	発達支援ネットワークの充実	地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化に努めるとともに、保育所、認定こども園、小学校、特別支援学校や関係機関との連携を図ります。 障がいのある子どもの発達支援や家族支援のほか、園や学校を巡回し、ライフステージが変わっても、発達段階、特性等に応じた支援の場が確保されるよう体制を整備します。	障がい福祉課 発達支援センター	重点事業(別紙) 重点事業(別紙)			
4-(4)-2	発達支援センターの支援体制の充実	子どもの発達上でみられる障がいや特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目ない支援、家族支援、市民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。	発達支援センター	ことばの教室の対象について、従来5歳児のみであったのを4歳児にまで拡大し、早期発見・早期支援の充実を図ります。			
4-(4)-3	障がいのある子どもやその保護者への支援	各園の特別支援保育コーディネーターが中心となって障がいのある子どもへの支援方法を検討し、園と保護者が一体となって子どもの成長を見届けます。 障がいのある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスの充実を図ります。 また、青年期以降も住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしができるよう、就労移行支援や継続支援、日中活動の場の確保など、個々の能力に応じた社会参加や生活支援策の充実に努めます。	保育幼稚園課	重点事業(別紙) 引き続き、各園において担任や特別支援保育コーディネーターを中心に、きめ細かな保護者支援を実施します。			
4-(4)-4	医療的ケア児、重度障がい児への支援の充実	医療的ケア児や重度障がい児が利用できる放課後等デイサービスやショートステイ事業所等を確保するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、包括的な支援の提供につなげます。	障がい福祉課	医療的ケア児や重度障がい児の支援を行う事業所間の連携を図ります。また、圏域で医療的ケア児等コーディネーターを配置します。			
4-(4)-5	聞こえない子ども等への支援	聞こえない、または聞こえにくい子どもの発達を保障するため、手話を獲得および習得できる環境を整備するとともに、親子間などのコミュニケーションが十分に図れるよう、保護者および家族が手話を学ぶ環境を整えます。	障がい福祉課	保護者・関係部署向けの手話の普及・啓発方法の検討を行います。			
4-(4)-6	ペアレントトレーニングの実施	障がい児の親等に対して障がいについて理解を促すとともに、子育ての悩みや不安を解消するため、児童発達支援センター等において、ペアレントトレーニングを実施します。 また、ペアレントトレーニングは生涯にわたって必要な支援であるとの認識に立ち、ペアレントメンターと併せて継続した家族支援を実施します。	障がい福祉課 発達支援センター	児童発達支援センターでらす内の児童発達支援ひまわりにおいて、ペアレントトレーニングを実施します。 引き続き、発達支援センターにおいて、ニーズに応じ、ペアレントトレーニングを個別にて実施していきます。また、保護者支援の観点から、ペアレントメンターの人材確保に努めます。			

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和7年度実施目標	令和7年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和8年度実施目標
4-(4)-7	インクルーシブ教育に向けた取組の推進	障がいの有無にかかわらず、ともに教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育の実現に向け、学校全体の障がい者に対する理解の促進、支援方法の研修等に努めるとともに、教材の工夫や施設のバリアフリー化等基礎的な環境整備を図ります。 また、重度障がい児の通学が見込まれる学校にあっては、障がいの度合いにかかわらず、ともに教育を受けることができるような支援体制を検討します。	障がい福祉課	「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」の周知に努めます。			
			教育総務課	—			
			学校教育課	教職員に対して副籍制度やインクルーシブ教育システムに関する研修を実施し、それらへの理解を促進します。			
4-(4)-8	外国籍の保護者への子育て支援	在住外国人の子育てに対して、適切に支援ができるよう、外国語の母子健康手帳の発行など子育て情報の提供や相談体制の充実に努めます。	健康づくり課	外国語の母子手帳を交付します。育児については文化による個別性に対応するため、引き続き個別に相談に応じていきます。			
			保育幼稚園課	引き続き、関係機関と連携を密にし、外国籍利用者が保育の利用に支障がないよう取り組んでいきます。			
4-(4)-9	日本語教室の開催	日本語が十分に理解できない外国籍の子どもや若者等のために、日本語教室の開設や日本語指導者の充実を図るなど支援強化に努めます。	人権政策課	外国籍市民を対象に日本語教室を実施します。(週1回2時間程度)			
4-(4)-10	多文化共生教育の推進	多様な文化や価値を認め尊重し、大人から子どもまで全ての人が、異なる文化や価値観について理解を深めていくよう、多文化共生についての教育機会を積極的に提供します。	人権政策課	米原市多文化共生協会への委託により、国際文化交流事業、情報発信事業を実施			
4-(4)-11	外国人児童生徒への支援	日本語指導が必要な児童生徒が基本的な日本語コミュニケーション能力を獲得して、基礎的・基本的な学力を確実に身に付け、中学校卒業後の将来への展望をしっかりと持ち、自らの生活設計について考えることができるよう支援するため、母語支援員の派遣を実施します。	学校教育課	必要に応じて、市内小中学校に母語支援員を派遣し、日本語指導を必要とする児童生徒の支援を行います。			